

拡張補償特約集

- ◆この特約集は普通保険約款の補償以外の補償を追加した場合の特約を掲載したものです。
- ◆ご注意 保険証券面の「特約」欄に番号（または文言）で表示された特約が適用されますので、その具体的な内容について特約一覧表を参考に対比してご参照ください。

<特約一覧表>

拡張する補償	コード番号	適用される特約の番号
風災および雹災危険補償(一般物件、工場物件)	73	① (①-c)
風災および雹災危険補償 (倉庫物件、利益保険、営業継続費用保険)	73	①-a (①-c)
風災危険補償	71	①または①-a、①-b、(①-c)
水災危険補償	72	②
水災危険補償(店総用)	72	②-a
騒擾および労働争議危険補償	75	③
破壊行為危険補償	82	③-a
航空機および車両危険補償	85	③-b
地震危険補償(縮小支払方式)	Q1	④-a
地震危険補償(縮小支払方式・店総用)	Q2	④-b
地震危険補償(支払限度額方式)	Q3	④-c
地震危険補償(支払限度額方式・店総用)	Q4	④-d
地震危険補償(複数敷地内共通支払限度額方式)	Q5	④-c
地震危険補償(複数敷地内共通支払限度額方式・店総用)	Q6	④-d
地震危険補償(地震衝撃補償対象外)	Q7	④-a ④-b ④-c ④-d のいずれか、④-e
地震危険補償(破裂爆発危険補償)	Q8	④-a ④-b ④-c ④-d のいずれか、④-f
地震危険補償(水災危険補償)	Q9	④-a ④-b ④-c ④-d のいずれか、④-g
噴火危険補償	83	⑤
噴火危険補償(店総用)	83	⑤-a
漏出危険補償	76	⑥
雪災危険補償(一般物件、工場物件)	77	⑦
雪災危険補償(利益保険、営業継続費用保険)	77	⑦-a
トランクルーム拡張危険補償	86	⑧
総合危険補償A(通知保険用)	E3	⑨
総合危険補償B(通知保険用)	E4	⑨-a



日新火災海上保険株式会社

① 風災および雹災危険補償特約（A）

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)(6)の規定にかかわらず、台風、旋風、竜巻、暴風等の風災^(注)または雹災^(注)によってこの特約の保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 風災

洪水、高潮等を除きます。

(2) (1)の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、風、雨、雪、雹^(注)、砂塵^(注)その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害(以下「吹込み等損害」といいます。)に対しても、保険金を支払いません。ただし、前条(1)の事故によって保険の対象である建物、保険の対象を収容する建物または屋外設備・装置の外側の部分が破損したために保険の対象に生じた吹込み等損害を除きます。

第3条(損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、普通約款第4条(保険金の支払額)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とします。

第4条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条(特約保険料の返還－特約解除の場合)

普通約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者がこの特約を解除した場合は、当会社は、普通約款第24条(保険料の返還－解除の場合)(2)の規定にかかわらず、領収した特約保険料から既経過期間に対し、別表に掲げる特別短期料率によって計算した特約保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、この保険契約に保険料の返還または請求に関する規定を有する他の特約が付帯されている場合は、それらの特約および普通約款の規定を優先して適用します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定は、「風災および雹災危険補償特約(A)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を同特約第3条(損害保険金の支払額)に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となつた損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が、時価額を超える場合は、時価額とします。

」

と読み替えるものとします。

別表 特別短期料率表

特別短期料率は、年料率に既経過期間の属する月および既経過期間ごとに下記割合を乗じたものとします。

(1) 既経過期間の属する月が6月から11月までの場合

- ① 既経過期間が1か月まで・・・・・ 50%
- ② 既経過期間が1か月を超え2か月まで・ 80%
- ③ 既経過期間が2か月超・・・・・ 100%

(2) 既経過期間の属する月が12月から5月までの場合

既経過期間にかかる 30%

(3) 既経過期間の属する月が(1)および(2)の双方にわたる場合

- ① 既経過期間が1か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・・・ 40%
- ② 既経過期間が1か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超・・・・ 50%
- ③ 既経過期間が1か月超2か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで
・・・・ 55%
- ④ 既経過期間が1か月超2か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超・ 80%
- ⑤ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・・・ 55%
- ⑥ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超30日まで・ 80%
- ⑦ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が30日を超えて45日まで
・・・・ 95%
- ⑧ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が45日超・・・・ 100%

①-a 風災および雹災危険補償特約(B)

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害のほか、台風、旋風、竜巻、暴風等の風災^(注)または雹災^(注)によってこの特約の保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となつた場合には、その損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 風災
洪水、高潮等を除きます。

(2) (1)の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、風、雨、雪、
ひょう雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害（以下「吹込み等損害」といいます。）に対しても、保険金を支払いません。ただし、前条(1)の事故によって保険の対象である建物、保険の対象を収容する建物または屋外設備・装置の外側の部分が破損したために保険の対象に生じた吹込み等損害を除きます。

第3条(損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、普通約款第4条（保険金の支払額）、第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とします。

第4条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条(特約保険料の返還－特約解除の場合)

普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの特約を解除した場合は、当会社は、普通約款第24条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定にかかわらず、領収した特約保険料から既経過期間に対し、別表に掲げる特別短期料率によって計算した特約保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、この保険契約に保険料の返還または請求に関する規定を有する他の特約が付帯されている場合は、それらの特約および普通約款の規定を優先して適用します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定は、「風災および雹災危険補償特約（B）第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を同特約第3条（損害保険金の支払額）に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となつた損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が、時価額を超える場合は、時価額とします。

と読み替えるものとします。

別表 特別短期料率表

特別短期料率は、年料率に既経過期間の属する月および既経過期間ごとに下記割合を乗じたものとします。
(1) 既経過期間の属する月が 6 月から 11 月までの場合
① 既経過期間が 1 か月まで · · · · · 50%
② 既経過期間が 1 か月を超え 2 か月まで · 80%
③ 既経過期間が 2 か月超 · · · · · 100%
(2) 既経過期間の属する月が 12 月から 5 月までの場合 既経過期間にかかる割合 30%
(3) 既経過期間の属する月が(1)および(2)の双方にわたる場合
① 既経過期間が 1 か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日まで · · · 40%
② 既経過期間が 1 か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日超 · · · 50%
③ 既経過期間が 1 か月超 2 か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日まで · · · · · 55%
④ 既経過期間が 1 か月超 2 か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日超 · 80%
⑤ 既経過期間が 2 か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日まで · · · · 55%
⑥ 既経過期間が 2 か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日超 30 日まで · 80%
⑦ 既経過期間が 2 か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 30 日を超えて 45 日まで · · · · · 95%
⑧ 既経過期間が 2 か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 45 日超 · · · · · 100%

①-b 霽災危険補償対象外特約

当会社は、風災および雹災危険補償特約第 1 条（保険金を支払う場合）の損害のうち、雹災によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①-c フィラメント風災・雹災危険補償対象外特約

当会社は、風災または雹災の直接の結果であると否とを問わず、保険の対象である電飾電球のフィラメントのみについて生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

② 水災危険補償特約

第 1 条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ^(注)・落石等の水災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第2条(小損害額の控除)

- (1) 当会社が前条の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故につき、損害の額から時価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものである場合は、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3) (1)および(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。
- (4) (1)から(3)までの規定によってそれぞれ差し引く額の合計額^(注)が1回の事故につき、1敷地内において50万円を超える場合は、これを50万円とします。

(注) 差し引く額の合計額

損害額が1万円以下のものの差し引く額は、これを除いて計算します。

第3条(損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通約款第4条(保険金の支払額)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とします。

第4条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条(特約保険料の返還ー特約解除の場合)

普通約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者がこの特約を解除したときは、当会社は、普通約款第24条(保険料の返還ー解除の場合)(2)の規定にかかわらず、領収した特約保険料から既経過期間に対し、別表に掲げる特別短期料率によって計算した特約保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、この保険契約に保険料の返還または請求に関する規定を有する他の特約が付帯されている場合は、それらの特約および普通約款の規定を優先して適用します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定は、「水災危険補償特約第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を同特約第3条(損害保険金の支払額)に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因と

なった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超えるときは、時価額とします。

」

と読み替えるものとします。

別表 特別短期料率表

特別短期料率は、年料率に既経過期間の属する月および既経過期間ごとに下記割合を乗じたものとします。

(1) 既経過期間の属する月が6月から11月までの場合

- ① 既経過期間が1か月まで・・・・・ 50%
- ② 既経過期間が1か月を超え2か月まで・ 80%
- ③ 既経過期間が2か月超・・・・・ 100%

(2) 既経過期間の属する月が12月から5月までの場合

既経過期間にかかる 30%

(3) 既経過期間の属する月が(1)および(2)の双方にわたる場合

- ① 既経過期間が1か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・・ 40%
- ② 既経過期間が1か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超・・・ 50%
- ③ 既経過期間が1か月超2か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで
・・・・・ 55%
- ④ 既経過期間が1か月超2か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超・ 80%
- ⑤ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・・・ 55%
- ⑥ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超30日まで・ 80%
- ⑦ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が30日を超えて45日まで
・・・・・ 95%
- ⑧ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が45日超・・・・・ 100%

②—a 水災危険補償特約（店総用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ^(注)・落石等の水災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第2条（この特約の保険の対象）

この特約における保険の対象は、保険証券記載の建物またはこれに収容される設備・什器等もしくは商品・製品等とします。

第3条（損害保険金の支払額）

(1) 当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、次に掲げる額とします。

- ① 保険金額が時価額と同額である場合またはこれを超える場合は、損害の額に保険証券記載の縮小支払割合（以下「縮小割合」といいます。）を乗じて得た額から次条の控除額を差し引いた残額
- ② 保険金額が時価額より低い場合は、次の算式によって算出した額

$$\frac{\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価額}} \times \text{縮小割合} - \text{次条の控除額}}{=} = \text{損害保険金の額}$$

- (2) この保険契約に付保割合条件付実損払特約または価額協定保険特約が付帯された場合は、それぞれの特約の規定によって算出した損害保険金の額に縮小割合を乗じて得た額から次条の控除額を差し引いた残額を、この特約の損害保険金として、支払います。
- (3) 水災危険補償特約（店総用）またはこれに類似の特約（以下「店総用水災危険補償特約等」といいます。）が付帯された他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき、他の保険契約等がないものとして店総用水災危険補償特約等により算出した支払責任額^(注1)の合計額が、損害の額に縮小割合^(注2)を乗じて得た額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を、この特約の損害保険金として、支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注1）支払責任額

（1）または（2）の規定により算出した額のうち、次条の控除額を差し引く前の額をいいます。以下同様とします。

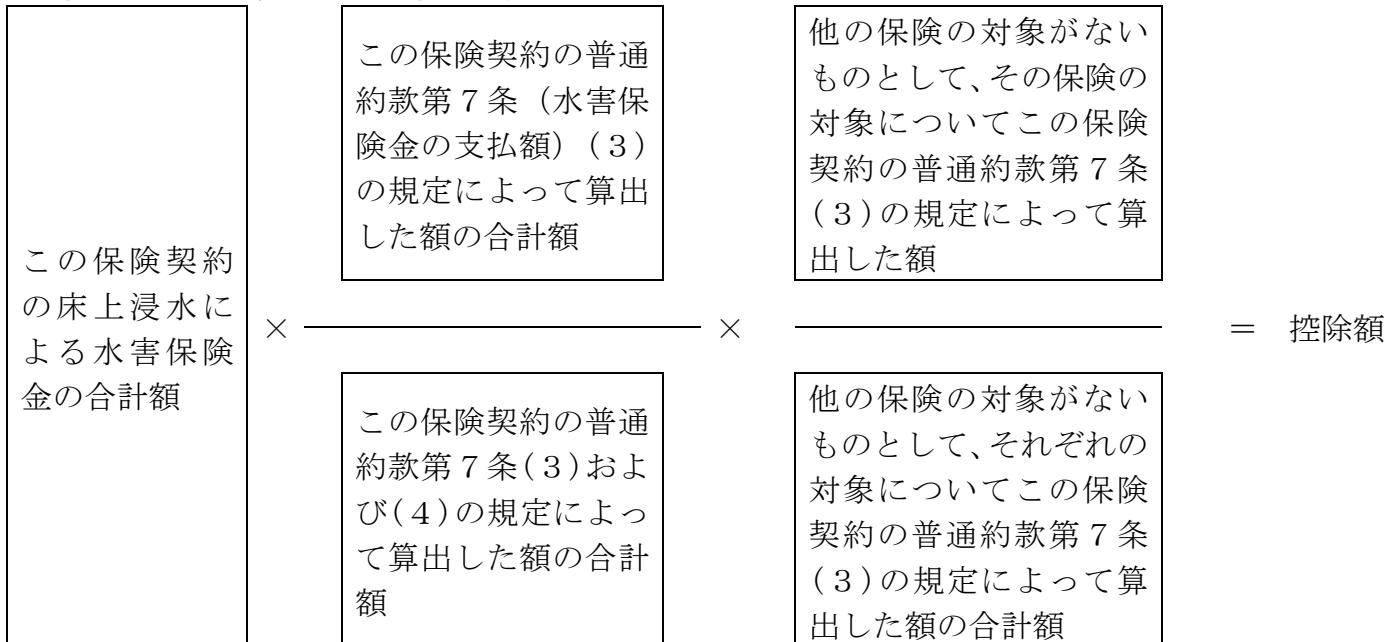
（注2）縮小割合

それぞれの保険契約の店総用水災危険補償特約等のうち最も高い割合とします。

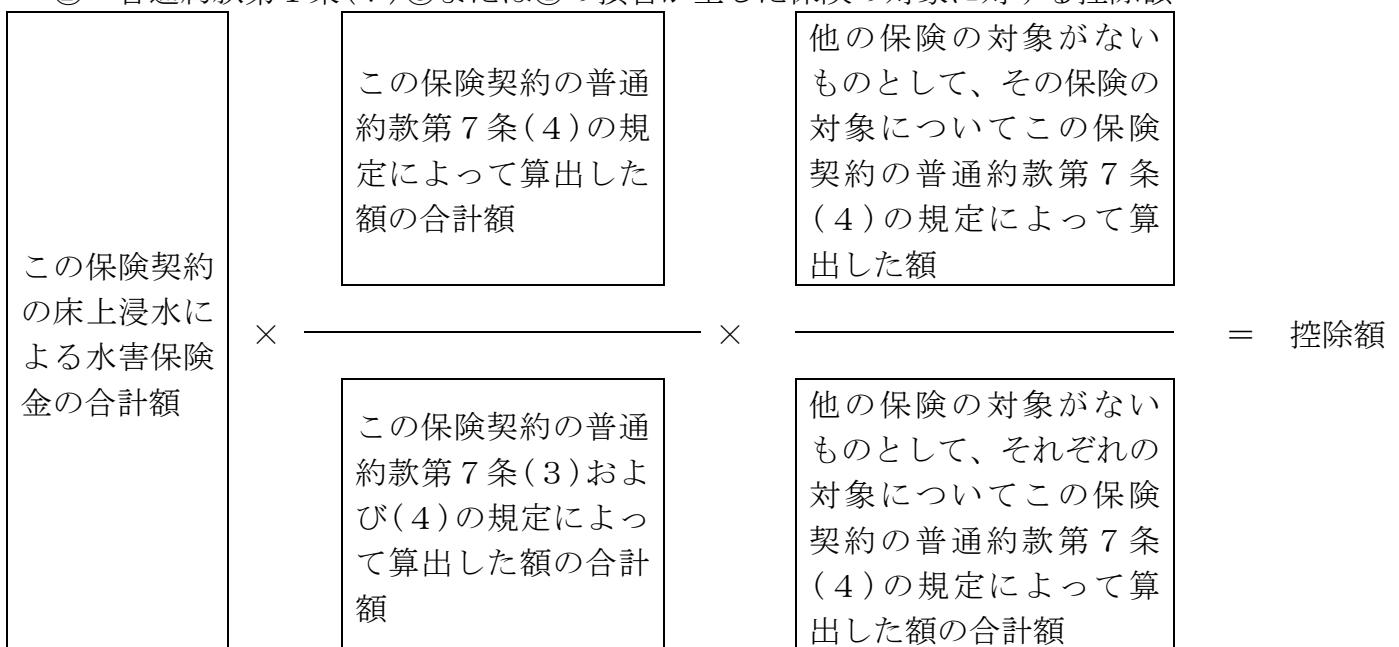
第4条(控除額)

- (1) 控除額は、店舗総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定によって算出した水害保険金の額とします。
- (2) この保険契約において、同一敷地内の複数の保険の対象^(注)について普通約款第1条（保険金を支払う場合）(7)②から④までの水害保険金（以下「床上浸水による水害保険金」といいます。）の支払がある場合には、同条(7)②から④までの損害が生じたこの特約の保険の対象に対する控除額は、(1)の規定にかかわらず、それぞれ次の算式によって算出した額とします。

① 普通約款第1条(7)②の損害が生じた保険の対象に対する控除額



② 普通約款第1条(7)③または④の損害が生じた保険の対象に対する控除額



(注) 同一敷地内の複数の保険の対象

この特約が付帯されていない保険の対象を含みます。

(3) 同一の保険の対象に対し、他の店舗総合保険契約または普通約款第1条（保険金を支払う場合）(7)の水害保険金に類似の保険金を支払う保険契約（以下「店総類似契約」といいます。）により普通約款第1条(7)の水害保険金^(注)の支払がある場合には、控除額はそれぞれの保険契約について(1)または(2)の規定により算出した額の合計額とします。

(注) 普通約款第1条(7)の水害保険金

これに類似の店総類似契約の保険金を含みます。

(4) (1)から(3)までの規定によって算出した控除額が10万円に満たない場合または損害の状況が普通約款第1条（保険金を支払う場合）(7)①から④までに該当しない場合には、控除額は10万円とします。

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、この特約の保険の対象について、店総用水災危険補償特約等が付帯された他の保険契約等がある場合には、控除額は次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{ccc} \boxed{(1)から(4)までの規定により算出した控除額} & \times & \boxed{\text{この保険契約について(1)、(2)または(4)の規定により算出した額}} \\ & & \hline & = & \text{控除額} \\ & & \boxed{\text{それぞれの店総用水災危険補償特約等が付帯された保険契約について(1)、(2)または(4)の規定により算出した額の合計額}} \end{array}$$

第5条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第6条(特約保険料の返還－特約解除の場合)

普通約款第25条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者がこの特約を解除した場合は、当会社は、普通約款第32条(保険料の返還－解除の場合)(2)の規定にかかわらず、領収した特約保険料から既経過期間に対し別表に掲げる特別短期料率によって計算した特約保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、この保険契約に保険料の返還または請求に関する規定を有する他の特約が付帯されている場合は、それらの特約および普通約款の規定を優先して適用します。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第40条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定は、「水災危険補償特約(店総用)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金と同特約第4条(控除額)(1)または(2)の規定により算出した額との合計額がそれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。

】

と読み替えるものとします。

別表 特別短期率表

特別短期料率は、年料率に既経過期間の属する月および既経過期間ごとに下記割合を乗じたものとします。
(1) 既経過期間の属する月が 6 月から 11 月までの場合
① 既経過期間が 1 か月まで ····· 50%
② 既経過期間が 2 か月まで ····· 80%
③ 既経過期間が 2 か月超 ····· 100%
(2) 既経過期間の属する月が 12 月から 5 月までの場合
既経過期間にかかるわらず 30%
(3) 既経過期間の属する月が(1)および(2)の双方にわたる場合
① 既経過期間が 1 か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日まで ··· 40%
② 既経過期間が 1 か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日超 ··· 50%
③ 既経過期間が 1 か月超 2 か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日まで ··· 55%
④ 既経過期間が 1 か月超 2 か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が 15 日超 ··· 80%
⑤ 既経過期間が 2 か月超かつ保険期間中(1)に属する日数が 15 日まで ····· 55%
⑥ 既経過期間が 2 か月超かつ保険期間中(1)に属する日数が 15 日超 ····· 80%
⑦ 既経過期間が 2 か月超かつ保険期間中(1)に属する日数が 30 日を超える 45 日まで ····· 95%
⑧ 既経過期間が 2 か月超かつ保険期間中(1)に属する日数が 45 日超 ····· 100%

③ 騒擾^{じょう}および労働争議危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害のほか、騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動^(注)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって、この特約の保険の対象が損害を受け、その損害の額が 20 万円以上となった場合には、その損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)(2)①の暴動に至らないものをいいます。

(2) (1)の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

第3条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

③—a 破壊行為危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害のほか、破壊行為によってこの特約の保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) (1)の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。
- (3) (1)の破壊行為とは、被保険者に損害を与える目的をもって行われた第三者による行為であって、騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動^(注)に至らないものをいい、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為を除きます。

(注) 騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)(2)①の暴動に至らないものをいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の行為による損害
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の同居の親族の行為による損害
- ③ 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物が損害発生の直前の30日以上継続して空家であった場合に生じた損害。ただし、これらの建物が工事中である場合を除きます。
- ④ 保険の対象の一部を構成するガラス^(注1)について生じた損害
- ⑤ 盗難^(注2)によって保険の対象である動産について生じた損害

(注1) ガラス

ガラスブロックを除きます。

(注2) 盗難

強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。

第3条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(3)－b 航空機および車両危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害のほか、次に掲げる事故によって、この特約の保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下
- ② 車両^(注)の衝突または接触

(注) 車両

その積載物を含みます。以下同様とします。

(2) (1)の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、保険契約者もしくは被保険者が所有しもしくは運転する車両またはこれら以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

第3条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(4)－a 地震危険補償特約（縮小支払）

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、地震による火災によってこの特

約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- (2) 当会社は、(1)の損害のほか、地震によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。
- ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
 - ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

第3条(小損害額の控除)

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故^(注)につき、損害の額から時価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。

(注) 1回の事故

72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

- (2) (1)の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものである場合は、その全体について、敷地内ごとに適用します。

- (3) (1)および(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。

第4条(損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通約款第4条（保険金の支払額）、第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とします。

第5条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

- (1) この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払に関する規定にかかわらず、これらの費用保険金を支払いません。
- (2) この特約においては、損害防止費用の負担に関する規定にかかわらず、損害防止費用を負担しません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- (1) 火災保険普通保険約款（一般物件用）第29条（保険金の支払時期）(2)の規定
「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合に

は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180 日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
- ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の防災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

(2) 火災保険普通保険約款（工場物件用）または火災保険普通保険約款（倉庫物件用）第 29 条（保険金の支払時期）(2)の規定

「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180 日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
- ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の防災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

(3) 火災保険普通保険約款（一般物件用）、火災保険普通保険約款（工場物件用）または火災保険普通保険約款（倉庫物件用）第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定

「地震危険補償特約（縮小支払）第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を同特約第4条（損害保険金の支払額）に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となつた損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。

」

④-b 地震危険補償特約（縮小支払・店総用）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定にかかわらず、地震による火災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)の損害のほか、地震によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

① 地震による破裂または爆発によって生じた損害

② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

第3条（小損害額の控除）

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故^(注)につき、損害の額から時価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。

(注) 1回の事故

72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(2) (1)の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものである場合は、その全体について、敷地内ごとに適用します。

(3) (1)および(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円

とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。

第4条(損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通約款第4条(損害保険金の支払額)、第13条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および第14条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とします。

第5条(普通約款に掲げる費用保険金などとの関係)

- (1) この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払に関する規定にかかわらず、これらの費用保険金を支払いません。
- (2) この特約においては、損害防止費用の負担に関する規定にかかわらず、損害防止費用を負担しません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- (1) 普通約款第37条(保険金の支払時期)(2)の規定

「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の防災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

(2) 普通約款第40条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定

「地震危険補償特約（縮小支払・店総用）第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を同特約第4条（損害保険金の支払額）に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となつた損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。

④-c 地震危険補償特約（支払限度額方式）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定にかかわらず、地震による火災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害のほか、地震によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(注) 残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

第3条（控除額）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)もしくは(2)の損害保険金として支払うべき損害の額または同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として支払うべき残存物取片づけ費用の額（以下これらを「損害の額等」といいます。）は、1回の事故^(注)につき、損害の額および残存物取片づけ費用の額の合計額から、保険証券記載の控除額を差し引いた残額とします。

(注) 1回の事故

72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

第4条(保険金の支払額)

- (1) 当会社は普通約款第4条(保険金の支払額)(2)、(3)および(5)の規定にかかわらず、保険金額を限度として、前条の規定による損害の額等を第1条(保険金を支払う場合)(1)もしくは(2)の損害保険金または同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として支払います。
- (2) (1)の規定によって算出した損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が保険証券記載の支払限度額を超えた場合には、これらの保険金の合計額はその支払限度額を限度とします。
- (3) 保険期間通算または保険期間中の1年ごとの支払限度額を定めた場合において、この保険契約の保険期間中に既に当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金または残存物取片づけ費用保険金を支払っていたときは、(2)の保険金の限度となる支払限度額は、保険証券記載の支払限度額から既に支払ったこれらの保険金の合計額を差し引いた残額とします。

第5条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

- (1) この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払に関する規定にかかわらず、これらの費用保険金を支払いません。
- (2) この特約においては、損害防止費用の負担に関する規定にかかわらず、損害防止費用を負担しません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- (1) 火災保険普通保険約款(一般物件用) 第29条(保険金の支払時期) (2)の規定
「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による
捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会
90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の防災地域に

おける(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日

- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

- (2) 火災保険普通保険約款（工場物件用）または火災保険普通保険約款（倉庫物件用）第 29 条（保険金の支払時期）(2)の規定

「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180 日

- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日

- ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日

- ④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の防災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日

- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

- (3) 火災保険普通保険約款（一般物件用）、火災保険普通保険約款（工場物件用）または火災保険普通保険約款（倉庫物件用）第 32 条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定

「地震危険補償特約（支払限度額方式）第 1 条（保険金を支払う場合）の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の支払額がそれぞれ 1 回の事故につき、保険金額^(注)の 80% に相当する額を超えた場合または同条の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が同特約第 4 条（保険金の支払額）の規定による保険金の限度となる支払限度額に達した場合は、この保険契約は、これらの保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額
保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。

」

④-d 地震危険補償特約（支払限度額方式・店総用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定にかかわらず、地震による火災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害のほか、地震によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(注) 残存物の取片づけに必要な費用
取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

第3条（控除額）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)もしくは(2)の損害保険金として支払うべき損害の額または同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として支払うべき残存物取片づけ費用の額（以下これらを「損害の額等」といいます。）は、1回の事故^(注)につき、損害の額および残存物取片づけ費用の額の合計額から、保険証券記載の控除額を差し引いた残額とします。

(注) 1回の事故
72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は普通約款第4条（損害保険金の支払額）(3)および(4)ならびに第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）の規定にかかわらず、保険金額を限度として、前条の規定による損害の額等を第1条（保険金を支払う場合）(1)もしくは(2)の損害保険金または同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として支払います。
- (2) (1)の規定によって算出した損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が保

険証券記載の支払限度額を超えた場合には、これらの保険金の合計額はその支払限度額を限度とします。

- (3) 保険期間通算または保険期間中の1年ごとの支払限度額を定めた場合において、この保険契約の保険期間中に既に当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金または残存物取片づけ費用保険金を支払っていたときは、(2)の保険金の限度となる支払限度額は、保険証券記載の支払限度額から既に支払ったこれらの保険金の合計額を差し引いた残額とします。

第5条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

- (1) この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払に関する規定にかかわらず、これらの費用保険金を支払いません。
- (2) この特約においては、損害防止費用の負担に関する規定にかかわらず、損害防止費用を負担しません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- (1) 普通約款第37条(保険金の支払時期)(2)の規定

「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による
捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会
90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の防災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

(2) 普通約款第40条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定

「地震危険補償特約（支払限度額方式・店総用）第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき、保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合または同条の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が同特約第4条（保険金の支払額）の規定による保険金の限度となる支払限度額に達した場合は、保険契約は、これらの保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。

」

④-e 地震衝撃危険補償対象外特約

当会社は、地震危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、地震によって生じた損壊、埋没等の損害に対しては、保険金を支払いません。

④-f 地震破裂爆発危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、地震危険補償特約第2条（保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず、地震による破裂または爆発^(注)によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 破裂または爆発

破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第2条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

- (1) この特約においては、普通保険約款に掲げる費用保険金の支払に関する規定にかかわらず、これらの費用保険金を支払いません。
- (2) この特約においては、損害防止費用の負担に関する規定にかかわらず、損害防止費用を負担しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震危険補償特約の規定を準用します。

④—g 地震水災危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、地震危険補償特約第2条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかるわらず、地震による津波、洪水その他の水災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条(普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係)

- (1) この特約においては、普通保険約款に掲げる費用保険金の支払に関する規定にかかるわらず、これらの費用保険金を支払いません。
- (2) この特約においては、損害防止費用の負担に関する規定にかかるわらず、損害防止費用を負担しません。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震危険補償特約の規定を準用します。

⑤ 噴火危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかるわらず、噴火による火災、破裂または爆発^(注)によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

- (2) 当会社は、(1)の損害のほか、噴火によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

第3条(損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、普通約款第4条（保険金の支払額）、第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とします。

第4条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

- (1) この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払に関する規定にかかわらず、これらの費用保険金を支払いません。
- (2) この特約においては、損害防止費用の負担に関する規定にかかわらず、損害防止費用を負担しません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- (1) 火災保険普通保険約款（一般物件用）第29条（保険金の支払時期）(2)の規定
「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の防災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

- (2) 火災保険普通保険約款（工場物件用）または火災保険普通保険約款（倉庫物件用）第29条（保険金の支払時期）(2)の規定

「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による

- 捜査・調査結果の照会^(注2) 180 日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会
90 日
- ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の防災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

- (3) 火災保険普通保険約款（一般物件用）、火災保険普通保険約款（工場物件用）または火災保険普通保険約款（倉庫物件用）第 32 条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定
「噴火危険補償特約第 1 条（保険金を支払う場合）の損害保険金を同特約第 3 条（損害保険金の支払額）に定める割合で除した額がそれぞれ 1 回の事故につき保険金額^(注)の 80% に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。

」

⑤—a 噴火危険補償特約（店総用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 2 条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定にかかわらず、噴火による火災、破裂または爆発^(注)によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

- (2) 当会社は、(1)の損害のほか、噴火によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第 2 条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、噴火による津

波、洪水その他の水災によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

第3条(損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、普通約款第4条(損害保険金の支払額)、第13条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および第14条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とします。

第4条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

- (1) この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払に関する規定にかかわらず、これらの費用保険金を支払いません。
- (2) この特約においては、損害防止費用の負担に関する規定にかかわらず、損害防止費用を負担しません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- (1) 普通約款第37条(保険金の支払時期)(2)の規定

「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による
捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会
90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の防災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

(2) 普通約款第40条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定

「噴火危険補償特約(店総用)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を同特約第3条(損害保険金の支払額)に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。

」

⑥ 漏出危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、不測かつ突発的な事故によって貯蔵タンク内収容のこの特約の保険の対象が漏出^(注)したことによりこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 漏出

いっ
溢出、噴出または流出を含みます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 台風、旋風、暴風、暴風雨、洪水、高潮等の風災または水災によって生じた損害
- ② 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって生じた損害
- ③ 車両^(注1)の衝突または接触によって生じた損害
- ④ 騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動^(注2)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって生じた損害

(注1) 車両

その積載物を含みます。

(注2) 騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動

この特約においては、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）(2)①の暴動に至らないものをいいます。

第3条(小損害額の控除)

- (1) 当会社は、1回の事故につき損害の額から10万円を差し引いた残額を第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金として支払うべき損害の額とします。
- (2) 損害を生じた保険の対象が、2以上の貯蔵タンク内に保険金額の設定単位を異にして収容されている場合は、(1)の差し引く額は、10万円をそれぞれの保険金額設定単位について生じた損害額の割合によって比例配分した額とします。

第4条(普通約款に定める費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

⑦ 雪災危険補償特約 (A)

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)(6)の規定にかかわらず、雪災^(注1)によってこの特約の保険の対象が損害^(注2)を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注1) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注2) 損害

雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通約款第29条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行つてもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通約款第25条(事故の通知)および第26条(損害防止義務および損害防止費用)の規定に基づく義務を負うものとします。

- (2) (1)の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害(以下「吹込み等損害」といいます。)に対しても、保険金を支払いません。ただし、前条(1)の事故によって保険の対象である建物、保険の対象を収容する建物または屋外設備・装置の外側の部分が破損したために保険の対象に生じた吹込み等損害を除きます。

第3条(損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、普通約款第4条(保険金の支払額)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とします。

第4条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条(特約保険料の返還－特約解除の場合)

普通約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者がこの特約を解除した場合は、当会社は普通約款第24条(保険料の返還－解除の場合)(2)の規定にかかわらず、領収した特約保険料から既経過期間に対し、別表に掲げる特別短期料率によって計算した特約保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、この保険契約に保険料の返還または請求に関する規定を有する他の特約が付帯されている場合は、それらの特約および普通約款の規定を優先して適用します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定は、「雪災危険補償特約(A)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を同特約第3条(損害保険金の支払額)に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超えるときは、時価額とします。

」

と読み替えるものとします。

別表 特別短期料率表

特別短期料率は、年料率に既経過期間の属する月および既経過期間ごとに下記割合を乗じたものとします。

(1) 既経過期間の属する月が11月から4月までの場合

- ① 既経過期間が1か月まで・・・・・ 50%
- ② 既経過期間が1か月を超え2か月まで・ 80%
- ③ 既経過期間が2か月超・・・・・ 100%

(2) 既経過期間の属する月が5月から10月までの場合

既経過期間にかかる割合 30%

(3) 既経過期間の属する月が(1)および(2)の双方にわたる場合

- ① 既経過期間が1か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・・ 40%
- ② 既経過期間が1か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超・・・ 50%
- ③ 既経過期間が1か月超2か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・

	・・・ 55%
④ 既経過期間が1か月超2か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超・80%	
⑤ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・・ 55%	
⑥ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超30日まで・80%	
⑦ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が30日を超えて45日まで	・・・ 95%
⑧ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が45日超・・・ 100%	

⑦一 a 雪災危険補償特約 (B)

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害のほか、雪災^(注1)によってこの特約の保険の対象が損害^(注2)を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注1) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注2) 損害

雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通約款第29条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行つてもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通約款第25条(事故の通知)および第26条(損害防止義務および損害防止費用)の規定に基づく義務を負うものとします。

(2) (1)の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、風、雨、雪、雹^{ひょう}、砂塵^{じん}その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害(以下「吹込み等損害」といいます。)に対しても、保険金を支払いません。ただし、前条(1)の事故によって保険の対象である建物、保険の対象を収容する建物または屋外設備・装置の外側の部分が破損したために保険の対象に生じた吹込み等損害を除きます。

第3条(損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、普通約款第4条(保険金の支払額)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とします。

第4条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関

する規定は、これを適用しません。

第5条(特約保険料の返還－特約解除の場合)

普通約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者がこの特約を解除した場合は、当会社は、普通約款第24条(保険料の返還－解除の場合)(2)の規定にかかわらず、領収した特約保険料から既経過期間に対し、別表に掲げる特別短期料率によって計算した特約保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、この保険契約に保険料の返還または請求に関する規定を有する他の特約が付帯されている場合は、それらの特約および普通約款の解除にかかる規定を優先して適用します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定は、「雪災危険補償特約(B)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を同特約第3条(損害保険金の支払額)に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超えるときは、時価額とします。

」

と読み替えるものとします。

別表 特別短期料率表

特別短期料率は、年料率に既経過期間の属する月および既経過期間ごとに下記割合を乗じたものとします。

(1) 既経過期間の属する月が11月から4月までの場合

- ① 既経過期間が1か月まで・・・・・ 50%
- ② 既経過期間が1か月を超え2か月まで・ 80%
- ③ 既経過期間が2か月超・・・・・ 100%

(2) 既経過期間の属する月が5月から10月までの場合

既経過期間にかかわらず30%

(3) 既経過期間の属する月が(1)および(2)の双方にわたる場合

- ① 既経過期間が1か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・・ 40%
- ② 既経過期間が1か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超・・・ 50%
- ③ 既経過期間が1か月超2か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・・ 55%
- ④ 既経過期間が1か月超2か月まで、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超・ 80%
- ⑤ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日まで・・・ 55%
- ⑥ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が15日超30日まで・ 80%
- ⑦ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が30日を超えて45日まで・・・ 95%
- ⑧ 既経過期間が2か月超、かつ、保険期間中(1)に属する日数が45日超・・・・・ 100%

⑧ トランクルーム拡張危険補償特約

第1条(この特約が適用される範囲)

この特約は、標準トランクルームサービス約款に基づき、倉庫業者^(注1)の占有管理する倉庫^(注2)に収容される保険の対象である貨物について適用されます。

(注1) 倉庫業者

倉庫業法（昭和31年法律第121号）の規定により倉庫業を営む者をいいます。以下同様とします。

(注2) 倉庫

倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条の4（一類倉庫）に規定する一類倉庫に限ります。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、火災保険普通保険約款（倉庫物件用）（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、給排水設備^(注1)に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水^(注2)によって保険の対象について生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、風災^(注3)、雹災^(注4)、雪災^(注4)または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ^(注5)・落石等の水災による損害を除きます。

(注1) 給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注2) 溢水

水が溢れることをいいます。

(注3) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注4) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注5) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(2) 当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、この特約に従い、倉庫業者の業務に従事中の倉庫業者^(注)またはその使用人の作業上の過失または拙劣による事故によって保険の対象についてその作業中に生じた損傷の損害に対しても、損害保険金を支払います。ただし、汚損・すり傷のみの損害を除きます。

(注) 倉庫業者

倉庫業者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(3) 当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、この特約に従い、保険の対象に生じたねずみ食いの損害に対しても、損害保険金を支払います。ただし、汚損・すり傷のみの損害および臭気付着の損害を除きます。

(4) 当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、この特約に従い、盗難^(注)によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対しても、損害保険金を支払います。

(注) 盗難

強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 事故発生後60日以内に知ることができなかつた損害
- ② 保険の対象を倉庫業者から寄託者に引き渡す際または引き渡した後に発見された損害
- ③ 保険の対象の紛失の損害
- ④ 保険の対象の機能の低下の損害。ただし、前条の事故による場合を除きます。
- ⑤ 前条(1)の事故の際ににおける保険の対象の盗難による損害
- ⑥ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難による損害
- ⑦ 倉庫業者の使用人または保険の対象もしくはその収容倉庫の監守人が自ら行い、または加担した盗難による損害

第4条(小損害額の控除)

当会社が第2条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故につき、損害の額から3万円を差し引いた残額とします。この場合において、2以上の保険の対象について損害が生じたときは、3万円をおののの損害の額の割合によって比例配分します。

第5条(損害保険金の支払額—明記物件の盗難の場合)

普通約款第3条（保険の対象の範囲）(2)④に定める物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に第2条（保険金を支払う場合）(4)の損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

第6条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

⑨ 総合危険補償特約A（通知保険用）

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用）（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、次に掲げる事故によりこの特約の保険の対象に生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ^(注1)・落石等の水災

- ② 給排水設備^(注2)に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水^(注3)
- ③ 騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動^(注4)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは①、②もしくは普通約款第1条（保険金を支払う場合）（2）の事故による損害を除きます。

（注1）土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。以下同様とします。

（注2）給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注3）溢水^{あふ}

水が溢れることをいいます。

（注4）騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害される状態または被害を生ずる状態であって、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）（2）①の暴動に至らないものをいいます。

（2）当会社は、（1）の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

（3）当会社は、（1）の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（注）残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約においては、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって生じた損害
- ② 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ③ 前条（1）の事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ④ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

第3条（保険の対象の範囲）

次に掲げるものは、この特約の付帯された保険契約の保険の対象には含まれません。

- ① 独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等火災保険特約の保険の対象
- ② 建物
- ③ 土木構造物
- ④ 屋外設備・装置、設備、装置、機械
- ⑤ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの

- ⑥ 普通約款第3条（保険の対象の範囲）（2）②に規定する自動車
- ⑦ 電車、機関車、客車、貨車等

第4条(損害保険金の支払額)

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として、普通約款第4条（保険金の支払額）、第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した額を支払います。

第5条(臨時費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の30%に相当する額を、同条（2）の臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が支払保険金制限額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第6条(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条（3）の残存物取片づけ費用保険金として支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が支払保険金制限額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

⑨-a 総合危険補償特約B（通知保険用）

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用）（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、次に掲げる事故によりこの特約の保険の対象に生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ^(注1)・落石等の水災。ただし、保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象が損害を被った場合に限ります。
- ② 給排水設備^(注2)に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水^(注3)
- ③ 騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動^(注4)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為により生じた損害
- ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは①、②も

しくは普通約款第1条（保険金を支払う場合）（2）の事故による損害を除きます。

(注1) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。以下同様とします。

(注2) 給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注3) 溢水

水が溢れることをいいます。

(注4) 騒擾 およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）（2）①の暴動に至らないものをいいます。

(2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

(3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(注) 残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約においては、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって生じた損害
- ② 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ③ 前条(1)の事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ④ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

第3条(保険の対象の範囲)

次に掲げるものは、この特約の付帯された保険契約の保険の対象には含まれません。

- ① 独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等火災保険特約の保険の対象
- ② 建物
- ③ 土木構造物
- ④ 屋外設備・装置、設備、装置、機械
- ⑤ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ⑥ 普通約款第3条（保険の対象の範囲）（2）②に規定する自動車
- ⑦ 電車、機関車、客車、貨車等

第4条(損害保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)②から④までの損害保険金として、普通約款第4条(保険金の支払額)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した額を支払います。
- (2) 当会社は第1条(保険金を支払う場合)(1)①の損害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金額} \text{ (注)}} \times \boxed{\text{支払割合 (5%)}} = \text{損害保険金の額}$$

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。

第5条(臨時費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の30%に相当する額を、同条(2)の臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が支払保険金制限額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第6条(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が支払保険金制限額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

